

済生会松山老人保健施設にぎたつ苑運営規程

(指定訪問介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会が開設する「済生会松山老人保健施設にぎたつ苑」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 主たる事業所を次の1とし、主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地を次の2とする。

- | | |
|------|---------------------------------|
| 1 名称 | 済生会松山老人保健施設にぎたつ苑 |
| 所在地 | 松山市山西町 997 番地 1 |
| 2 名称 | 済生会松山老人保健施設にぎたつ苑 興居島出張所 (サテライト) |
| 所在地 | 松山市泊町 627 |

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 サービス提供責任者 7名
サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 15名
訪問介護員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 (相談受付) : 月曜日から金曜日までとする。
但し、年末年始 (12月30日より1月3日まで) を除く。
- 2 営業時間 (相談受付) : 午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 サービス提供時間 : 利用者の希望に対応 (要相談)

(訪問介護の内容及び利用料金等)

第6条 1 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準、または松山市が条例で定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

- 一 身体介護 (入浴介助、排泄介助、食事介助、体位変換、通院介助、その他)
- 二 生活援助 (調理、洗濯、掃除、買い物、その他)

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を請求する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求する。

- 一 実施地域を越えた地域から、片道おおむね 6キロメートル未満 無料
- 二 実施地域を越えた地域から、片道おおむね 6キロメートル以上の場合
1キロメートルにつき 102円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書 (重要事項説明書) で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定
- 2 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 3 虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者へ周知徹底

(事故発生時の対応方法)

第9条 事業の提供時に事故が発生した場合、速やかに市町村・利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。また、事故の状況及びその事故に際してとった措置について、記録をするものとする。

(相談・苦情の対応)

第10条 当事業所は、事業に関する相談・苦情について迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置するものとする。

(記録の整備及び保存)

第11条 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、松山市（旧北条、旧中島町除く）とする。

(秘密保持)

第13条 1 従業者は、個人情報保護法を遵守し業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩してはならない。

2 従業者が従業者でなくなった後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、個人情報保護に関する誓約書を提出させる。

(その他運営についての留意事項)

第14条 1 訪問介護事業者は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、事業体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1週間以内

二 定期研修 月1回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。